

2013年漁業センサス 用語の解説

1 漁業経営体調査

海面漁業

海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

過去1年間

平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を営んだものをいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社を含む。

漁業協同組合

水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。

なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。

漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共同経営

二人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

主とする漁業種類	<p>漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p>
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在に保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。</p>
無動力漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p>
船外機付漁船	<p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合は、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外気機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）でのすべての作業

	<ul style="list-style-type: none"> b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業
出 荷 先	過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は、漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小 売 業 者	スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生 協	生協へ出荷している場合をいう。
直 売 所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自 家 販 売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。
そ の 他	上記以外の場合をいう。
個人経営体の専業分類	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業か

	らの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い人をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した人をいう。

2 漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ア 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 イ 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織 ウ 漁業管理について、文書による取決めのある組織 エ 漁協又は漁連が関与している組織
運営主体 漁業協同組合の 単一組織	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。 漁協が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。 なお、漁協の支所は「漁協の単一組織」とするが、漁業生産組合は対象外とする。
漁業協同組合の 連合組織	複数の漁協が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁連が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 下部組織	漁協が組織内に設置した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 任意組織	漁協内において、漁協の組合員が独自に組織した漁業種類別部会等の任意組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業管理内容	過去5年間の通常の時に行った漁業資源の管理や漁場の保全・管理及び漁獲管理の規制の内容をいい、試験的に行ったものや、持続性のないものは除く。
漁業資源の管理	資源量の把握、漁獲（収獲）枠の設定、漁業資源の増殖等を行ったものをいう。
資源量の把握	漁場内の資源量を把握するために、魚介類等の生育状況等を実際に調査している場合、過年次の漁業操業における漁獲量、出漁日数、漁船漁具の規模等のデータを用いて資源量の解析を行っているものをいう。

	<p>なお、数値的根拠がないものは含まない。</p>
漁獲（収獲） 枠の設定	<p>適正な漁獲量を算出し、魚種別又は漁業種類別に総漁獲量を取り決めているものをいう。</p> <p>また、海面養殖にあつては、漁場環境の変化等を防ぐ観点から養殖施設の総設置数を取り決めているものも含む。</p>
漁業資源の増 殖	<p>資源を維持・増大するために、種苗の中間育成、種苗放流等を行っているものをいう。</p>
漁場の保全・管 理	<p>漁場の保全、藻場・干潟の維持管理、漁場利用の取決め、漁場の監視、植樹活動、魚つき林の造成等を行ったものをいう。</p>
漁場の保全	<p>油濁・赤潮の防止対策、公害対策、漁場汚染の防止対策等、漁場環境を漁業資源の生育に適する状態に保つための措置等を講じたもの及び漁場環境の調査を行ったものをいう。</p>
藻場・干潟の 維持管理	<p>藻場（アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈するものをいう。）や干潟（日常干潮帯に露出する砂泥平泥をいう。）を維持管理するために行った活動をいう。</p>
漁場利用の取 決め	<p>禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限（組織が個々の経営体を制限しているもの）等漁場利用に関して組織内で取決めを行ったものをいう。</p>
漁場の監視	<p>漁場における操業秩序の維持又は密漁防止のため、漁場の監視を行ったものをいう。</p>
植樹活動、魚 つき林の造成	<p>沿岸漁場のための、植樹活動（森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。また、保育作業とは、植栽を終了してから伐採までの間に、樹木の生育を助け健全な森林を造成するために行う下刈り、つる切り、除伐及び間伐等を行うことをいう。）や魚つき林（水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう。）の造成活動をいう。</p>
漁獲の管理	<p>漁期の規制、漁法の規制、漁具の規制、出漁日数の規制、操業時間の規制、漁獲（収獲）サイズの規制、漁獲量（収獲量）の規制等を行ったものをいう。</p>
漁期の規制	<p>操業期間を定めて、採捕を規制しているものをいう。</p>

漁法の規制	特定の漁法の禁止等を定めているものをいう。
漁具の規制	漁網の目合規制、特定の漁具の使用禁止等を定めているものをいう。
出漁日数の規制	年間又は漁期間の出漁日数、禁漁日等を定めているものをいう。
操業時間の規制	1日当たりの操業時間、操業開始時刻等を定めているものをいう。
漁獲（収獲）サイズの規制	採捕又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を定めているものをいう。
漁獲量（収獲量）の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁労体（海面漁業を営むための作業の単位をいう。）当たり漁獲量を定めているものをいい、海面養殖にあつては、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。
管理対象魚種	過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日）自主的な管理を行った管理対象魚種をいう。

3 海面漁業地域調査

漁業権放棄	漁協の管轄区域内における、過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日まで。）の漁業権（共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権）の放棄をいう。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であつて、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用している事業所をいう。

4 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
過去1年間	漁業経営体調査の「過去1年間」に同じ。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業または養殖の事業を、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。 これに該当する経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	上記以外のものをいう。

漁業種類	<p>湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。</p> <p>ア 網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業</p> <p>イ その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業</p> <p>ウ 養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖</p>
営んだ漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養殖種類	<p>内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。</p> <p>ア 食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他</p> <p>イ 種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他</p> <p>ウ 観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ</p> <p>エ 真珠（1種類）：真珠</p>
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。
湖沼漁業の湖上作業	<p>湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。</p> <p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁労作業及び陸上の引き子の作業</p> <p>エ 漁船を使用しない採貝・採藻</p> <p>オ 養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上における全ての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）</p>
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。

養殖業従事者	満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した人 をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。
保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成25年11月1日時点で漁業経営 体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、 他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をい い、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、 そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プ ロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。
個人経営体の専 兼業分類	
専業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみで あった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事 からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の 合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事 からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業か らの収入よりも大きかった場合をいう。
養殖池数	養殖業に使用した養殖池(養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、 水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。)の数をいう。 なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞ れを池数として数える(漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない い。) また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業 権の数を養殖池数とする。
養殖面積	養殖池の面積をいう。 なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖

	の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。
漁獲物の販売金額	過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。 なお、湖沼における養殖の収獲物を含む。
収獲物の販売金額	過去1年間に内水面養殖業の収獲物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。

5 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
遊漁承認証	内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をいう。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

6 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
過去1年間	平成25年1月1日～平成25年12月31日の期間。
売場面積	水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。

7 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
過去1年間	魚市場調査の「過去1年間」に同じ。
従業者	以下のア～エのいずれかに該当する人をいう。 ア 個人事業主及び無給の家族従業者 イ 常勤の役員 ウ 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されている人） エ 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生は含めない。
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の收容能力をいう。收容能力とは「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積」（倉庫業法施行規則（昭和31年10月25日運輸省令第59号）等運用方針（平成14年3月28日国総貸施第25号）をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
水産加工品	水産動植物を主原料（原料割合50%）として製造された食用加工品、油脂、飼料、肥料をはじめ、生鮮水産物や食用加工品を凍結した冷凍水産物のことをいう。 冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含む。 また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等、ゆでたまま販売するものは含まない。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、冷凍水産物として水産加工品に含める。